

東北工業大学大学企画室運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東北工業大学（以下「本学」という。）大学企画室の運営について定める。

(目的)

第2条 大学企画室は、大学運営に関する情報を広く収集・分析し、自己点検・評価を行い、それらの結果を踏まえた改善のための諸施策を提言するとともに、教学運営に係る計画の策定、意思決定等を支援し、もって本学の戦略的な大学運営に資することを目的とする。

(所掌業務)

第3条 大学企画室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 大学運営に関する情報の収集・分析業務
 - ア 教育研究、組織運営、学生の学修成果等に関する情報収集及び各種調査の企画調整
 - イ 分析結果の提供を通じた意思決定支援
 - ウ IRに関する大学間連携事業への参画
 - エ 大学全体の基礎統計資料（FACT BOOK）の作成
 - オ 定型分析レポート作成
- (2) 前号により収集した情報及び分析結果に基づく大学評価業務
 - ア 大学評価に係る委員会の運営
 - イ 自己点検評価報告書の作成
 - ウ 認証評価機関との連絡調整及び認証評価受審に係る書類の作成
 - エ 評価における指摘事項及び改善事項の対応状況管理
 - オ 教学部門の中期計画及び各部門の年次計画の達成状況の評価
- (3) 前2号の分析及び評価の結果に基づく企画立案業務
 - ア 教学部門の中期目標及び中期計画の策定
 - イ 教学部門の年次計画書及び年次報告書の作成
 - ウ 大学運営の改善のための諸施策の企画立案及び学長への提言
- (4) 前各号に関連する業務

(事務)

第4条 この規程に関する事務は、大学企画室が行う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、常勤理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「東北工業大学学長室内規」並びに「東北工業大学学長室情報管理・利用内規」は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。